令和８年度第６回二宮町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和８年８月２７日（木）午前９時３０分から

２　開催場所　　二宮町町民センター ２Ａクラブ室

３　出席委員

１番	鈴　木　　透	７番	二　見　　敏　夫
２番	井　上　　昌　之	８番	中　村　　隆　一
３番	野　谷　　茂	９番	水　島　　寿　徳
４番	西　山　　弘　和	１０番	香　坂　　政　博
５番	松　崎　　博	１１番	小　林　　茂
６番	内　山　　昌　代	１２番	橘　川　　均

４　欠席委員　　なし

５　事務局職員出席者

事務局長	山　下　　昌　志
副 主 幹	木　本　　盛　之
主任主事	井　上　　大　地

６　傍聴者　　なし

７　議事録署名人

５番　松　崎　　博　　６番　内　山　　昌　代

８　報告事項

（１）農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

９　議　　案

第８号　農地法第３条の許可申請書について

第９号　引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第１０号　特定農地貸付けの承認について会議の状況

【議長】
おはようございます。今日も暑い中お集まりくださいましてありがとうございます。先日農協の会議に出席して令和８年産の農協の支払うお米の値段の資料をいただきましたが、ＪＡで扱っているはるみ米などは金額が下がっているようですので、情報共有させていただきます。
それでは令和８年度第６回の総会を開催いたします。
本日の出席委員は、１２名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。
日程第２の議事録署名委員の指名についてです。第６回総会の議事録署名委員につきましては、５番松崎委員、６番内山委員にお願いします。
続きまして、日程第３の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】
―　報告事項（１）朗読　―

それでは説明いたします。
農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届出を提出することで許可は不要となっております。
その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第４条、権利移動を伴う転用が第５条による届出となります。
今回は、市街化区域内での、農地法第５条の転用を、受理しております。
まず、Ｎｏ．１について、土地の場所は、関係資料位置図の地図１をご覧ください。
こちらは二宮地区内の勝負前公園の北側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書は、７月２３日付で発行しております。
続きまして、Ｎｏ．２について、土地の場所は、関係資料位置図の地図１をご覧ください。
こちらは川匂地区内の川匂神社入口交差点の北東側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書は、８月７日付で発行しております。
以上でございます。

【議長】
ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。
続きまして、日程第４の議事に入ります。議案第８号、農地法第３条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】
―　議案第８号朗読　―

【議長】
ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。
山西地区の報告について野谷委員、よろしくお願いします。

【委員】
８月１９日に、譲受人立会いのもと、山西地区農業委員および事務局で対象農地を確認しました。
対象農地の場所は、山西の城綱及び宮ノ前に位置する農業振興地域の農地２筆で、面積の合計は２，４１３㎡です。
譲受人が所有する農地は適切に耕作されており、所有権移転後も効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われます。
以上です。

【議長】
お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をよろしくお願いします。

【事務局】
議案第８号について、補足説明いたします。
農地における所有権の移転や貸し借りなどによる賃借権などの権利を設定する際には、農地法第３条による許可が必要であり、本件は売買による所有権移転の許可申請となっております。なお、Ｎｏ．１とＮｏ．２は同じ案件ですので、併せてご説明いたします。
それでは、議案第８号関係資料をご覧ください。
１ページと２ページがＮｏ．１の許可申請書になっており、申請者の氏名、申請のあった農地、申請理由が記載されております。
所有権移転の理由についてですが、本件農地は複数人で共有しているものですが、共有者の高齢化に伴い、譲受人に持分を集約することを目的として、売買による所有権の移転を行うこととなりました。
なお、Ｎｏ．１について、所有権移転後の譲受人の持分が９分の６となっておりますが、これは所有権の９分の３を保有している方が、本件の売買に参加しなかったため、残りの持分９分の６を譲受人に集約するかたちとなったものです。
３ページの１－１農地の利用状況ですが、譲受人は自己所有地２，４１３㎡の農地を耕作しております。
４ページ１－２には、今後の作付け予定が記載されており、露地野菜を栽培していくということです。農機具については、トラクター、耕うん機を所有しております。

５ページから６ページには農作業に従事する者やその従事状況、７ページには、周辺地域との関係が記載されています。

８ページから１４ページがＮｏ．２の申請書類になりますが、申請者以外はＮｏ．１と同じ内容のため、説明は割愛させていただきます。

続きまして、１５ページに案内図、１６ページ・１７ページに公図の写し、１８ページに営農計画書を添付しています。

なお、農地法第３条第２項に規定されている許可に必要な要件は、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件の３つとなっております。

全部効率利用要件につきましては、譲受人が所有している農地は、今回申請のあった２筆のみであり、どちらも適切に耕作されていることが農地パトロールでも確認されております。

農作業常時従事要件につきましては、譲受人及び譲受人の配偶者が年間２００日以上農作業に従事することになっております。

地域との調和要件につきましても、特に問題ないと思われます。

本件の譲受人は、以前から当該農地を耕作しており、現地確認の際に伺った話によると、４０年以上耕作しており、現在もほぼ毎日農地に来ているとのことでしたので、地元委員の報告にあったとおり、所有権移転後も効率的な農地利用が見込めると考えております。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

鎌倉から毎日のように来ているのは大変なのではないでしょうか。

【事務局】

譲受人の方は、以前二宮町の申請地の近くに住んでおられ、農地周辺のこともよくご存じだということを現地確認の際に確認しております。

【委員】

Ｎｏ．１は譲受人の他に持分９分の３を持っている方がいるということでしたが、Ｎｏ．２は所有権の全部移転という解釈でよろしいでしょうか。

【事務局】

お見込みのとおりです。

【議長】

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第８号、農地法第３条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

―　挙手　―

　挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり決定することといたします。
　続きまして、議案第９号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議題といたします。
　事務局、朗読をお願いします。

【事務局】
―　議案第９号朗読　―

【議長】
　続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。
　まず、中里地区の報告について、西山委員、お願いします。

【委員】
　Ｎｏ．１の農地について、８月１８日に中里地区農業委員および事務局で、現地を確認いたしました。
　対象地の場所は、中里２丁目に位置する農地１筆で、面積は１，３４６㎡の内９５３．２８㎡です。
　当該地では、複数の露地野菜などが栽培されており、農地として適切に利用されていました。
　以上です。

【議長】
　お疲れさまでした。
　続きまして、二宮地区の報告について、松崎委員、お願いします。

【委員】
　Ｎｏ．２の農地について、８月１８日に二宮地区農業委員および事務局で、現地を確認いたしました。
　対象地の場所は、二宮の寺ノ脇などに位置する農地１２筆で、面積の合計は４，４０９．８２㎡です。
　当該地では、複数の露地野菜などが栽培されており、農地として適切に利用されていました。
　以上です。

【議長】
　お疲れさまでした。
　続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】
　それでは、説明いたします。
　本案件は、相続税の納税猶予制度によるものとなります。相続税の納税猶予制度とは、農地の相続人が当該農地を農地として利用していく場合、相続税の納税猶予を受けられる制度です。
　市街化区域の農地では、納税猶予を受けてから２０年が経過すると相続税の免除が確定しますが、納税猶予に係る期限が確定するまでの間、相続人は３年ごとに納税猶予の継続届出書を税務署に提出する必要があり、届出には、農業委員会が発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明が必要となります。
　本案件は、令和５年から令和８年の期間において、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が申請されたことによる議案となります。
　議案第９号関係資料をご覧ください。
　１ページ目にＮｏ．１の地図を添付しております。申請者は平成２５年に農地を相続し、１，３４６㎡の内、９５３．２８㎡の農地１筆について、納税猶予の適用を受けております。
　続きまして、Ｎｏ．２について、２ページから５ページに地図を添付しております。申請者は平成２５年に農地を相続し、合計４，４０９．８２㎡の農地１２筆について、納税猶予の適用を受けております。
　Ｎｏ．１及びＮｏ．２ともに、過去の農地パトロールでも適正に管理されていることが確認できております。
　以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】
　ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

　よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第９号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

―　挙手　―

　挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり決定することといたします。
　続きまして、議案第１０号特定農地貸付けの承認について、議題といたします。
　事務局、朗読をお願いします。

【事務局】
―　議案第１０号朗読　―

【議長】
　続きまして、事務局より補足説明をお願いいたします。

【事務局】
それでは補足説明いたします。
農地は農業者以外へ貸付けを行うことはできませんが、市民農園の開設者は、特定農地貸付法に基づき、一定の制限のもとで非農業者に農地の貸付けを行うことができます。それには農業委員会の承認が必要であり、本件はその承認申請があったものです。
議案第１０号関係資料をご覧ください。
１ページに特定農地貸付けの承認申請書、２ページから４ページに特定農地貸付協定、５ページから７ページに位置図等の資料、８ページから１２ページに農園の貸付規定を添付しております。
本件の農園につきましては、３０㎡に区分けされた３０区画を貸し出しております。貸付規定では、営利を目的とした利用をすること等の禁止行為や申し込み方法、利用方法等を規定しており、利用期間については、１年度単位での更新としております。
なお、承認にあたりましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第３項に基づく要件により承認するものとされています。
一点目、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。申請地は、一色字蟹在家に位置する農地１筆であり、周辺は道路や山林、申請者が所有する農地等に囲まれております。また、申請地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保を図るため、二宮町と特定農地貸付協定を交わしております。
二点目、貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。農園を利用できる者は、本町に住民登録をしている者としており、申込みのあった順に空いている区画を案内しております。
三点目、貸付規定が適切なものであること。規定において、利用方法や禁止事項等を規定している他、適切な管理・運営の確保を図るため、二宮町と特定農地貸付協定を交わしております。
以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】
ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第１０号、特定農地貸付けの承認について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

―　挙手　―

挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり承認することといたします。
本日の議題につきましては、すべて終了いたしましたので、総会を閉会いたします。

午前９時５５分閉会